改正後	改正前
ロ　排煙口が、床面からの高さが二・一メートル以上で、かつ、天井（天井のない場合においては、屋根）の高さの二分の一以上の壁の部分に設けられていること。	
ハ　排煙口が、当該排煙口に係る防煙区画部分に設けられた防煙壁の下端より上方に設けられていること。	
ニ　排煙口が、排煙上、有効な構造のものであること。	
四　次のイからトまでのいずれかに該当する建築物の部分	
イ～ホ　（略）	
ヘ　高さ三十一メートル以下の建築物の部分（法別表第一(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物の主たる用途に供する部分で、地階に存するものを除く。）で、室（居室を除く。）にあっては(1)又は(2)のいずれか、居室にあっては(3)から(5)まで（特定配慮特殊建築物の居室にあっては、(4)又は(5)のいずれかに該当するもの	
(1)～(4)　（略）	
(5)　床面積が百平方メートル以下で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ったもの	
ト　（略）	ト　（略）
三　次のイからトまでのいずれかに該当する建築物の部分	
イ～ホ　（略）	
ヘ　高さ三十一メートル以下の建築物の部分（法別表第一(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物の主たる用途に供する部分で、地階に存するものを除く。）で、室（居室を除く。）にあっては(1)又は(2)のいずれか、居室にあっては(3)から(5)まで（特定配慮特殊建築物の居室にあっては、(4)又は(5)のいずれかに該当するもの	
(1)～(4)　（略）	
(5)　床面積が百平方メートル以下で、令和七年国土交通省告示第九百八十九号に規定する基準に従い、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ることその他これに準ずる措置が講じられたもの	
ト　（略）	ト　（略）

（通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法を定める件の一部改正）

第三条　通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十六条の三第二項に規定する通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法は、次のとおりとする。	建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十六条の三第二項に規定する通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法は、次のとおりとする。
一　各室において給気及び排煙を行う排煙設備の構造方法にあっては、次に定めるものとする。	一　各室において給気及び排煙を行う排煙設備の構造方法にあっては、次に定めるものとする。
イ　（略）	イ　（略）
ロ　次に定める基準に適合する構造の排煙口を設けること。	ロ　次に定める基準に適合する構造の排煙口を設けること。
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　天井又は壁の上部（床面から天井までの垂直距離に応じて、排煙口を設けた場合に火災時に生ずる煙を有効に排出することができるものとして令和七年国土交通省告示第九百九十五号で定める部分をいう。以下同じ。）に設けること。	(2)　天井又は壁の上部（天井から八十センチメートル以内の距離にある部分をいう。以下同じ。）に設けること。
(3)・(4)　（略）	(3)・(4)　（略）
ハ・ニ　（略）	ハ・ニ　（略）
二　（略）	二　（略）

（難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件の一部改正）

第四条　難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件（平成十二年建設省告示第千四百三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十八条の五第一項第一号ロ及び第四項第二号に規定する難燃材料でした内装の仕上げに準ずる材料の組合せは、第一号又は第二号のいずれかに定める組合せとする。	第一　建築基準法施行令第百二十八条の五第一項第一号ロ及び同条第四項第二号に規定する難燃材料でした内装の仕上げに準ずる材料の組合せは、次に定めるものとする。
一　次に定めるものとすること。	一　天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げにあっては、準不燃材料ですること。
イ　天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げにあっては、準不燃材料ですること。	